

2022年9月3日国際取引法学会・通商投資法制部会中間報告会の概要

合衆国イノベーション競争法（USICA）に見られる自国産業保護政策と刑事罰の活用

MDP ビジネスアドバイザー株式会社

代表取締役 ニューヨーク州弁護士 内田芳樹

最近の中華人民共和国による世界覇権への挑戦に対し、米国は自国産業の優位性を保つべく、先端産業に対する多額の資金援助と先端技術の漏洩防止策を講じ、併せて自国政治・社会体制の正当性を主張する観点からも中国におけるウイグル族、香港人の人権保護と台湾への支援、OFAC 等を使った輸出入管理体制の強化を連邦議会の監視の下、大統領に多くの取締役権限を賦与している。連邦議会は、中国政府・軍機関による組織的なサイバー攻撃や中国人学生・研究者を介した米国企業・大学等からの先端技術の窃取が行われ、更に孔子学園等を利用した偽情報の拡散・学生の洗脳、が行われていると認識している。USICA は、これらの行為を禁止し、場合によっては厳しい刑事罰を科す等、広範囲にわたっている。発表者は昨年の当学会で USICA の条文上、如何なる刑事罰が違反法人・その責任者・実行者に対して課されているか概観したが、今回の発表ではその具体的な処罰の内容・手法とこれらの考え方の根拠・背景について学術的に検証したい。その際、行政処分中心の我が国輸出入管理法体系と人権擁護と先端技術情報等を奪われた特定企業・研究機関（大学）・個人に限らず社会経済体制の被る被害の回復（restitution）を目的として、積極的に多額の企業罰金と責任者の収監に重点を置く米国の違いについて焦点を合わせた解説を行い、我が国関係者に対する注意喚起を行うと共に日本企業や大学等に求められる具体的なコンプライアンス・プログラムの策定と検証ポイント等について解説を試みたい。

なお、今回発表予定の上記研究対象は幅広く、また関係する世界の政治経済状況がロシアのウクライナ侵攻や世界的物価高、COVID-19 の継続等により激しく変化している現状、上記内容は、発表時に一部変更される可能性がある。但し、米国の重い企業刑事罰賦課の現実と日本の行政処分主体の法制度の違いについての注意喚起の基本的視点は変更しない予定である。